

# 屋久島の循環型社会形成と自然遺産

小谷野 錦 子

---

## キーワード

屋久島	Yakushima Island
ヤクスギ	Yakusugi (Japanese Yaku cedar)
循環型社会	A Recycling-based Society
世界自然遺産	The World's natural heritage
屋久島環境文化村構想	Yakushima Environmental and Cultural Village Plan
屋久島憲章	The Charter of Yakushima Island
屋久島環境基本条例	The Basic Environment Law of Yakushima Island

## 1. 研究目的

屋久島は樹齢7000年といわれる縄文杉をはじめ、比類ない美しさと貴重な自然を擁する島であることとみに有名である。1993年12月、世界自然遺産に登録されたことから登山家や自然愛好家はいうに及ばず、多くの観光客が世界中から島を訪れている。<sup>(1,2)</sup> さらに近年、この島の二つの町が「循環型社会の形成」を目指すと宣言したことでも(資料1, 2)、注目を集めている。島の人口1万3千人に対し、来島者が平成10年には17万人あったという実績は、この島がいかに魅力的であるかを物語っている。

「循環型社会」というキーワードは、地球規模の環境破壊が20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムによって引き起こされたという反省から生まれた。わが国では先の国会で「循環型社会形成推進基本法」<sup>(3)</sup>が成立した(2000年5月26日成立, 6月2日公布)。環境庁は「平成12年版環境白書」において、21世紀のあるべきわが国の姿を「循環型社会」ととらえている。すなわち「持続可能な社会(Sustainable Society)」は、生産, 流通, 消費, 廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて資源やエネルギー面でより一層の効率的な利用や循環利用を進め, 廃棄物などの発生抑制や適正な処理を図る社会で, 国民, 企業, 行政等すべての主体が, 公平な役割分担のもとで相互に連携しつつ環境に配慮した行動をとる事が必要であると述べている。<sup>(4)</sup>

屋久島は行政区画により上屋久町と屋久町の南北二つ町に分けられている。両町ともに, 平成5年「屋久島憲章」(資料1)を制定し<sup>(5, 6)</sup>, 同年国の「環境基本法」が制定されるや全国に先駆けて平成7年「屋久島環境基本条例」(資料2)<sup>(5, 6)</sup>を制定し循環型社会の形成を目指すことを宣言した。屋久島の環境と共生の思想は1990年にはじまる鹿児島県総合基本計画に現れ, 1992年「環境文化村構想」<sup>(7)</sup>の公表に至る。両町が県と国の協力を得て先進的な環境施策に取り組んできた事がわかる。

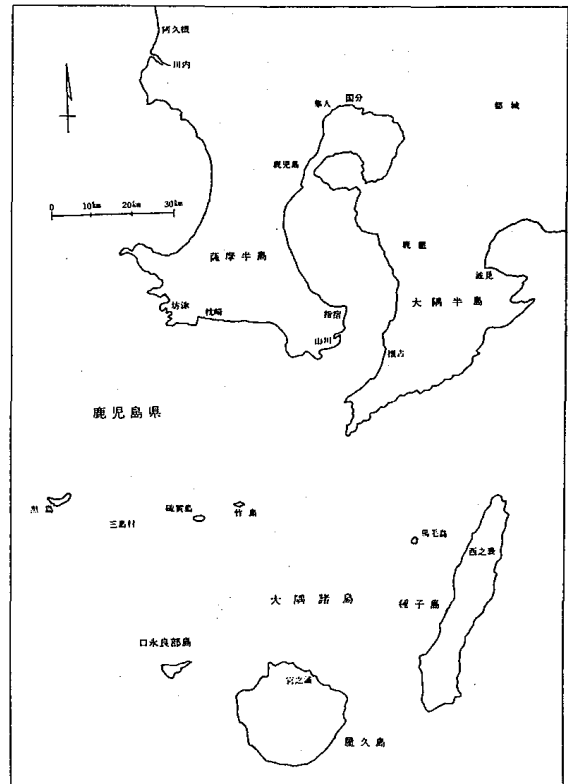
屋久島は開発と環境保全の他に過疎化, 高齢化等, 今日のわが国のどの地方でも起こっている社会問題を抱えている。しかも, それらの問題は離島であるがゆえに急速に進行している。本研究の目的は, 国に先立って「循環型社会」実現を目指している屋久島で, 地域住民が世界自然遺産という大きな財産の保全と, 自分たちの生活との共生をいかに図っているかを明らかにすることとする。その理由は, 屋久島住民の掲げるこの目標は, 今後わが国が歩むべき道の指針を与えるであろうと考えるからである。ひるがえって考えれば, わが国自身島国であり, 列島の中央に山岳地帯の背骨を持ち, 亜熱帯から寒帯まで多様な気候と多雨に恵まれ, 生命の多様性を持つ国である。わが国自身, これまでの激しい開発にもかかわらず残された自然は豊かであり, 屋久島と共通点の多い事に気づく。我々は梅原猛氏が説かれるように<sup>(8)</sup>, 「屋

久島を日本のシンボル」にする事は、きわめてわが国にとって示唆に富んでいると考える。本論文では、わが国の進むべき「循環型社会の形成」の原型とも言うべき屋久島において、人々がどのように自然との共生を選択したかについて論じたい。

## 2. 島の自然と文化財（自然関係）

屋久島は鹿児島県にあるが、鹿児島市から約130km南下した太平洋と東シナ海の境界線上に浮かぶほぼ円形の小島である。島の面積約501平方キロメートルはわが国では第5番目の大きさである。島の中央には標高1,935mの宮之浦岳を最高峰とする永田岳、黒味岳の秀峰があり、海面からそそり立つ姿から「洋上アルプス」の名で世界に知られている。(図1. 屋久島の位置<sup>(9a)</sup>, 図2. 屋久島<sup>(9b)</sup>)

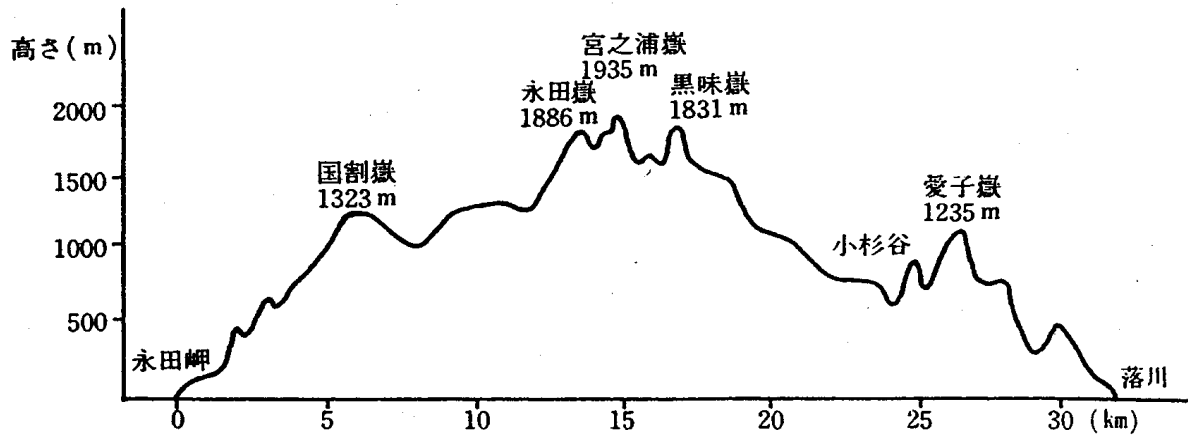
屋久島が持つ自然の恵みは島の地形に由来する。黒潮の中にそそり立つ2,000m級の山岳には山頂付近では年間10,000mmに及ぶ雨が降る。この多雨と大きな標高差によって、島には亜熱帯から冷温帯までの植物が分布（垂直分布）し、高度により5つに区分されている。すなわち、海岸から100mの高度ではアコウ、ガジュマルなどの温帯要素を含む暖帯常緑樹林である。100mから800mの高度の地域では暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）が分布する。800から1,000mの高度では暖温帯針広混交林があり、屋久杉ランドはこの帯域にある。1,000mから1,700mの間は温帯針広混交林で樹齢7000年の縄文杉



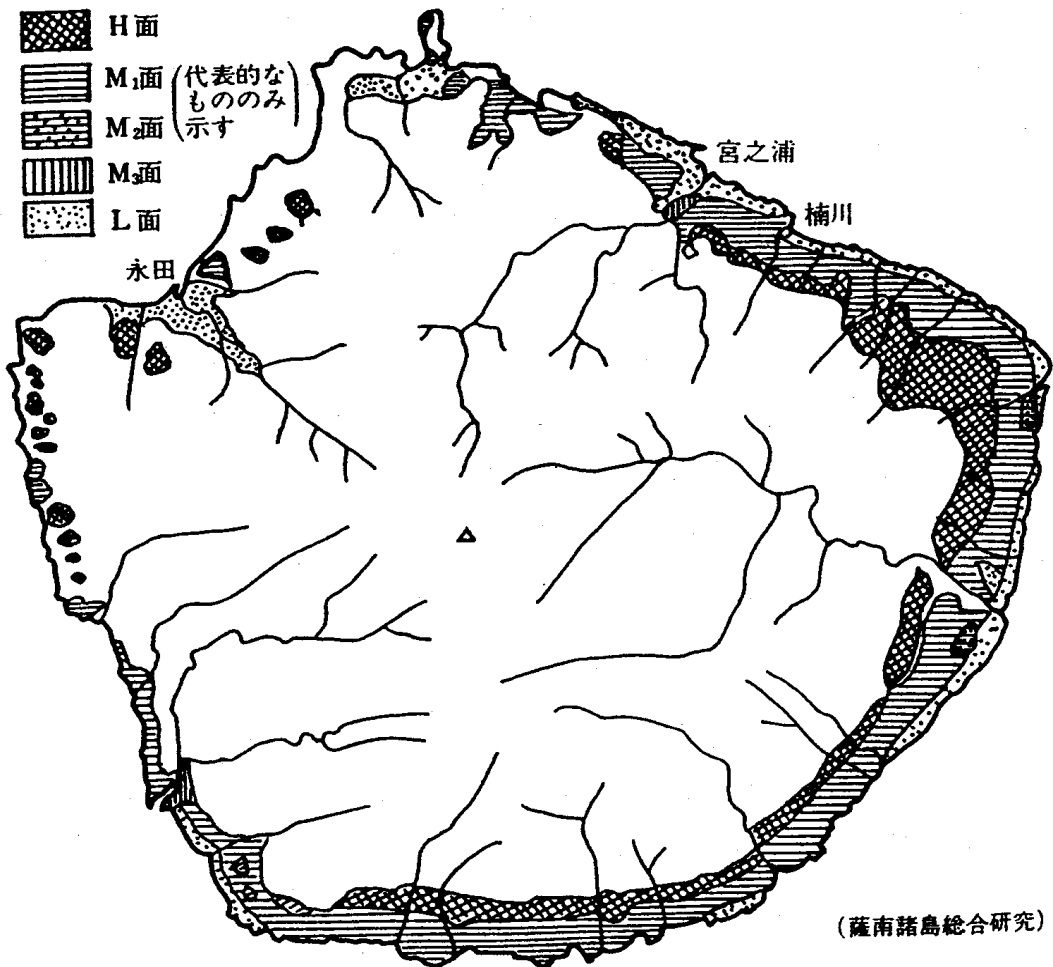
出典 上屋久町『上屋久町郷土誌』

図1 屋久島の位置

2a 屋久島垂直断面図



2b 屋久島海岸段丘図



出典：上屋久町『上屋久町郷土誌』

図2 屋久島

は1,300mの高度にある。1,700mから頂上までは冷温帯高地風衝林で屋久島シクナゲや屋久杉白骨樹がある。この植物分布は屋久島から北海道までの植物相となっている。屋久島が豊かな生物多様性を示すものとして、屋久島の動物相と植物相の種類数を表1a. および表1b. に掲げる。<sup>(9c)</sup> わが国の動物地理区では、本土と屋久島、種子島とは同一区にあり、奄美大島以南の島々との間に渡瀬線と呼ばれる分布境界線によって分断されている。屋久島に生息する陸生脊椎動物や陸生貝類、昆虫(チョウ以外)等については認められる。鳥類については別の分布境界線、三宅線の説もある。

表 1a. 屋久島の動物相

表 1b. 屋久島の植物相

種 数		種 数	
哺乳類	16	植物	1,281
鳥類	176	固有種	40
両生類	8	分布南限種	149
爬虫類	15	分布北限種	21
チョウ類	76		
トンボ類	36		

(出典 上屋久町『上屋久町郷土誌』)

屋久島の貴重な生物種のいくつかは国、県、町によって文化財としての指定を個別に受け、保護されている(表2)。

国の指定による屋久島杉原始林は特別天然記念物として文化庁から1954年に指定をうけている。スギは常緑の高木で、直径2メートル高さ40メートルにもなる<sup>(9d)</sup>。屋久島の天然スギは、奥嶽とよばれる島の中央山岳地帯付近を中心に海拔650メートル付近から1,850メートルまでの位置で、湿潤な谷間から、乾性的な尾根部までにわたって、なだらかな計斜面や山の中腹部に自生する。山の中腹部ではイスノキ、ウラジロガシ、アカガシ、ヤグルマ等の常緑広葉樹と混成林をなし、尾根部ではモミヤツガなどと混成して、針葉樹林を形成している。奥岳地帯にある杉林は雲霧帯であるので、年間を通じて

表 2. 屋久島の文化財（自然関係）<sup>(9d)</sup>

国指定	屋久島杉原始林 アカヒゲ カラスバト アカッコ エラブオオコウモリ イイジマムシクイ	(昭和 29 年 3 月 20 日指定, 特別天然記念物) (昭和 45 年 1 月 23 日指定, 天然記念物) (昭和 46 年 5 月 19 日指定, 天然記念物) (昭和 50 年 2 月 13 日指定, 天然記念物) (昭和 50 年 2 月 13 日指定, 天然記念物) (昭和 50 年 6 月 26 日指定, 天然記念物)
県指定	ヤクシマカワゴロモ	(昭和 29 年 3 月 15 日指定, 天然記念物)
町指定	モリヘゴ	(平成 8 年 2 月 26 日指定, 天然記念物)

(出典 上屋久町『上屋久町郷土誌』)

林内の湿度が高く、コケ植物が倒木や地面にを覆い、生立木でさえも幹、枝、葉等にもびっしりと生い茂っている。杉林はコケの宝庫である。1,600メートル付近から枯れた杉の樹である白骨樹が見られる。屋久島の杉で樹齢 1000 年以上のものはヤクスギ、また 1000 年未満のものはコスギと呼ばれ区別される。ヤクスギの木材は年輪がつまって木目が美しく特殊な樹脂を含むので、腐りにくく強い香りがあるのが特徴で、徳川時代頃から木材として高く評価されてきた。特別天然記念物指定の範囲は文化財保護法により保護されるが、ヤクスギとして特に有名な大王スギ、縄文スギ、夫婦（めおと）スギはこの指定の範囲外にあるため、指定文化財とはなっていないという矛盾が指摘されている。<sup>(9e)</sup>

アカヒゲ、カラスバト、アカッコ、エラブオオコウモリ、イイジマムシクイ等の 4 種の鳥が天然記念物として指定されている。ヤクシマカワゴロモは一奏川の清流にのみ生息する岩苔の 1 種であり、天然記念物として県の指定を受けた。モリヘゴはシダ科の一種であるが、樹木状となり幹の直径が 1 メートルにもなり、4 メートルにも達する長楕円形の葉がつく。上屋久町から昭和 49 年に天然記念物に指定されたが、昭和 55 年に台風で倒れたため指定が解除されたが、平成 8 年に再び天然記念物に指定されている。<sup>(9f)</sup>

### 3. 自然利用の歴史

上屋久町，屋久町の「屋久島憲章」（資料 1），環境基本条例<sup>(5, 6)</sup>（資料 2）の前文には、「屋久島は，はるかな昔から人間の魂をゆさぶり続け，近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。」という文章がある。「葛藤した島」という言葉は，現在の平和な豊かな島に至るまでに，島には長い苦しみの時代があったことを示している。幸いな事にどの時代にも戦争の場となつてはいない。冒頭で述べたように本研究の目的は，屋久島での循環型社会形成という目標がいかにかに形成されたかということであるので，本章では島の自然資源がどのように利用されてきたか，ヤクスギの利用を中心に歴史をたどることとする。ヤクスギと島民との関係は時代によって大きく変わっている。全体を大きく 6 つの時代，すなわち，古代から中世まで，近世（島津藩）時代，明治から世界大戦まで，戦後時代，天然林保護へ方向転換の時代，世界遺産登録から循環型社会の構築の時代に分けて考える。

#### 3. 1 古代から中世

上屋久町郷土誌によれば，遺跡の発掘調査の結果，屋久島には西暦紀元前 6000 年頃から，縄文前期といわれる石器時代の文化を持った人々が住んでいたことが明らかになった。屋久島が歴史書に現れたのは，中国の「随書 第 8 東夷伝」であるという。当時から屋久島は大和朝廷の律令政府の統治圏にあった<sup>(9)</sup>。中世，島津氏の荘園にあってもヤクスギを収めたという記録はない。

古来，島民は山々を神が宿る霊山であると信じ，そこに立つヤクスギは神木として崇められていたので，島民が屋久杉を伐採する事はなかった。島民は山に入って山の幸，薪や，木の実，鳥，獣等を得ていた。

#### 3. 2 近世 藩政時代—杉の伐採の開始

ヤクスギを島民が利用できるように伐採を勧めたのは，安房出身の学僧 泊 如竹（1569～1655）であった<sup>(9)</sup>。如竹は京都で学んだのち鹿児島で儒学

を学び、再び上京して伊勢国藤堂高虎に仕え、晩年、島津藩主光久に仕えた。如竹は屋久島の貧しい様子を見て、農業や用水路を掘る事を教えた。さらに如竹は島民が神を恐れてヤクスギを伐採しないのを知り、杉の幹に斧を打ち込んで斧が倒れなかったならば、神を恐れる事なく伐採することができることを教えた。島民は如竹に感謝し屋久島聖人の尊称を奉げたということである。如竹神社は今も安房にある。斧で切り倒された杉材はさらに小さく割られ、平木（屋根材）に加工された。平木は税として島津藩に収められたが、余剰の平木は米他と交換する事ができたので、島民の生活を潤す事ができた。この頃より、屋久島の山林を材木資源の宝庫と見る目が確立したのである<sup>(98)</sup>。当時、一本の屋久杉をきり倒すには7人掛かりで10日もかかり、平木にしてから人が背負って運んだ。以来明治維新に至る230年間この状態が続いたのであった。

### 3. 3 近代（明治維新から戦前まで）－国家管理の森林経営

明治4年から廃藩置県により屋久島は鹿児島県に入った<sup>(99)</sup>。明治政府の最初の仕事として地租改正を実施した結果、屋久島の山林原野の99%が官有地となった。政府は屋久杉を伐採することのみならず、島民が森に入る事も禁止した。1904年これを不服とした島民は国を相手に裁判を起したが、敗訴した。しかし、1921年、国は島民に薪取りや炭焼きのための入会権と奥岳の木材伐採の仕事を島民の仕事にすること、前岳については利用権を認めること、島の周辺道路の開設に費用分担をする事等を内容とする「屋久島国有林経営の大綱（屋久島憲法）」を制定した。同年国は立ち生木のヤクスギの伐採を禁止し、学術参考保護林4,343haを指定した。1922年安房に営林署が開設され、山林の管理は営林署が行う事になった。1923年、屋久杉を搬出するための森林軌道が敷設され、官営伐採事業が本格的に開始された。しかし伐採は手斧とノコギリが使用されており、その規模は小さく作業員数10名程度、木炭窯8箇所程度であった。1937年軌道が設置されると小杉谷事業所は60名ほどの規模に拡大されたが、世界大戦中は資材と労力が不足し小杉谷事務



所は閉鎖された。

### 3. 4 戦後一経済高度成長期 天然林の乱伐と造林

しかし、太平洋戦争終了後、全国の木材不足を理由に、小杉谷事務所は再開された。表3. に示すように官有林の収穫量は1964年の伐採量は、針葉樹・広葉樹ともに1925年の3倍に達している。この大量伐採計画のために、国は森林経営計画を大きく変更した<sup>(9)</sup>。1951年には奥岳の大部分が森林開発の対象地域に編入される事になった。1960年には屋久島林業開発計画が策定されたが、この計画では生産力増強の方針に沿って天然林を皆伐し、その大部分を人工林へ転換する方向に進んで行った。また、1963年にはパルプ用のチップを作る事を目的とし、屋久島森林株式会社が設立された。また、広葉樹はチップの原料となったので、表3のように大量に伐採された。<sup>(9)</sup> この時期にはチェーンソーにより伐採され、トラックで輸送されており、伐採量は1966年にかけてピーク時を迎えた。

広がっていく伐採跡地に対して危機感を抱いた地元住民は鹿児島県に対して植林事業を要望した。1961年に鹿児島県、町、共用林組合の三者が一体となった(財)屋久島林業開発公社が設立された。しかし、造林実績は1961年39.12haから、年々増加したが、1969年137.7haを頂点にして、1980年度13.53haへと激減している。

1960年代半ば以降は屋久杉がどんどん伐採され売りに出される一方、屋久杉の減少を憂いた保護を叫ぶ声も大きくなって行った。こうした中で1965年縄文杉が発見された。伐採量の減少の要因は、次節3.5に示すように国が天然林保護へと政策を転換した事によるが、この時期はわが国が、建築資材やパルプの原料として国産材から輸入材へ転換した事にある。この時期を境にして、わが国の林業は衰退の道を歩むことになった。

表3 屋久島国有林における収穫量の推移<sup>(9)</sup>

単位：千立方メートル

年代	針葉樹	広葉樹	計
大正 14 年 (1925)	11.1	41.5	52.6
昭和 5 年	24.2	14.9	39.1
10	8.4	33.7	42.1
15	9.8	73.4	83.2
25	17.4	21.3	38.7
30	34.4	11.2	45.6
35	31.8	64.8	96.6
36	36.9	57.7	94.6
37	31.2	55.2	86.4
38	29.9	116.4	146.3
39 (1964)	29.8	123.1	152.9
40	23.9	98.1	122.0
41	29.5	149.1	178.6
42	30.2	133.3	163.5
43	24.9	131.8	156.7
44	31.5	142.1	173.6
45	22.8	132.4	155.2
46	24.7	111.5	136.2
47	23.7	92.7	116.4
48	24.4	72.4	96.8

出典：上屋久町『上屋久町郷土誌』

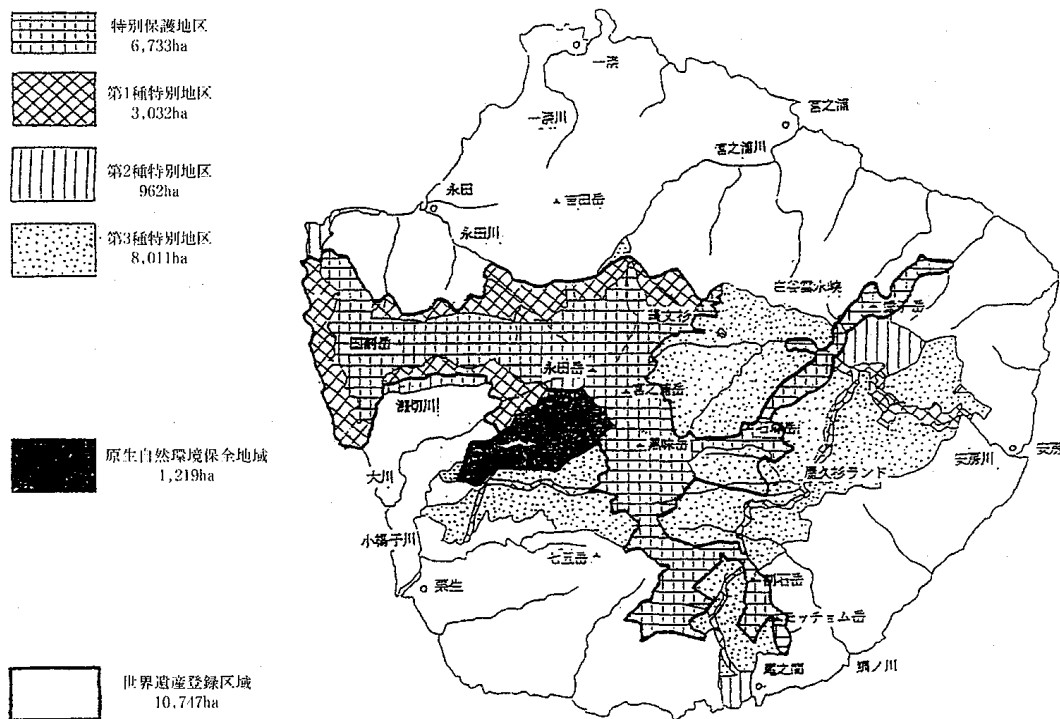
### 3. 5 屋久杉天然林保護の推進－国の方向転換

本節では、国の天然林保護の歩みをたどる<sup>(9k)</sup>。前述のように文化庁が屋久島スギ原始林を国の天然記念物に指定したのは1954年3月であった。以来38年経過後、1992年の世界遺産登録に至った。その経過は次のようである。

- ・1964年 国は18,000haの屋久島の国有林を国定公園に指定し、霧島国立公園を霧島屋久島国立公園と改めた。
- ・1970年 新たに花山・国割岳学術参考保護林等1,120haを設定した。
- ・1971年 屋久杉鑑賞のための展示林を設定した。これは1974年に屋久島自然保養林となった。これが現在の屋久杉ランドと白谷雲水峡である。

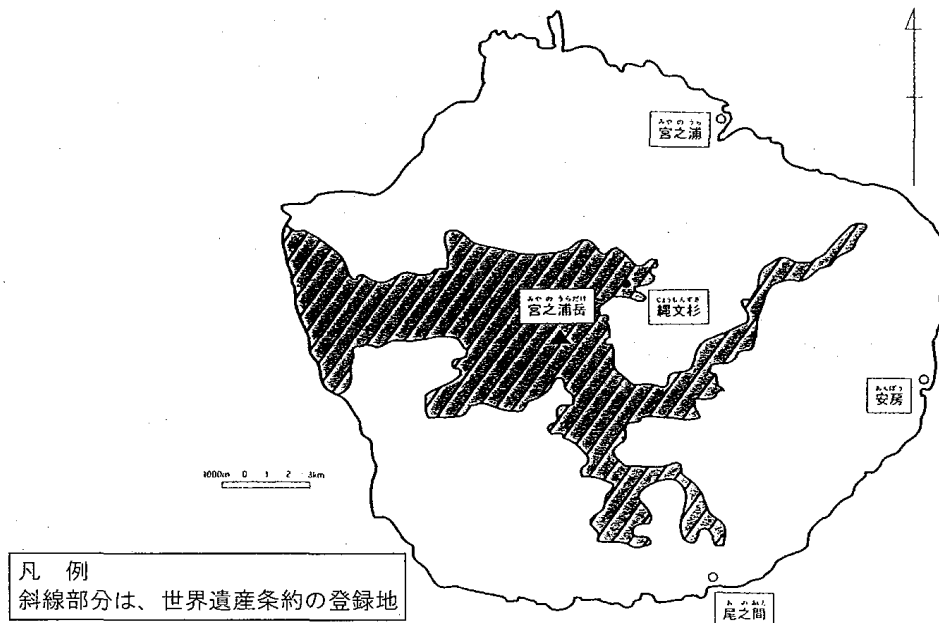
## 屋久島の循環型社会形成と自然遺産

- ・ 1977年 これまでの林業の作業区分として皆伐および択伐の区分の他に、保護樹林帯その他 8,000ha を設定した。
- ・ 1987年 伐採法として群状択抜（群状に抜き切りする方法）を取るようにし、新たに植える場合には天然林の再生を目指すこととした。
- ・ 1988年 国有林における林業と自然保護との調整のために、森林の管理と保護の体系の見直しや、再編と拡張が行われた。
- ・ 1992年 全体で 15,185ha が屋久島森林生態系保護地域に設定されることになった。この設定により屋久島を世界遺産として登録されることになる 10,747ha のすべての地域が何らかの保護の対象になった。（図3. および、資料4）



出典：屋久町環境政策課「行政視察資料」2000年

図3 屋久島の保護地域の概要



出典：鹿児島県屋久町「第四次長期振興計画基本構想 21 世紀への起動」

図 4 屋久島世界遺産登録地の概略図

### 3. 6 世界自然遺産登録—世界の屋久島へ

屋久島の森林を管理していた鹿児島県のこれまでの方針は、屋久杉やその他の自然財を保護するという森林経営的な意味が強かったが、88 年の見直しから、屋久島全土の自然と人を視野に入れた環境文化村構想に変わって行った。文化村とは屋久島の持つ貴重な自然や、何千年にもわたって続いてきた特有の生活文化の全てを含めて、島全体を自然の博物館「フィールド・ミュージアム」として捉え、博物館としての役割を果たして行こうというものである。博物館の文化財は消費の対象ではなく、学習の対象である。<sup>(7)</sup>

屋久島環境文化村マスタープランの策定には、梅原猛国際日本文化研究センター所長、福井謙一(財)基礎化学研究所長、C. W. ニコル 作家、沼田眞(財)日本自然保護協会会長等、わが国における文化の第一人者 13 人、住民代表、地元代表として上屋久町長・屋久町長他、および、国の関係者として文化庁長官、環境庁長官、官房審議官、土屋佳照鹿児島県知事が関わった。屋久島環境文化懇談会第 1 回委員会は 1991 年 4 月に開かれた。懇談会は以後 5 回の会議を持ち、世界に類を見ない日本人の叡智の結晶とも言うべき屋久島文化村の構想の骨子が作られた。並列して屋久島環境文化村研究会および屋久島環境文化村

マスタープラン研究委員会が発足し、屋久島環境文化村構想が練られ、1992年11月には屋久島環境文化村マスタープランが公表されるに至った。次章で述べるようにこのマスタープランの根底にある思想は「共生と循環の原理」である。

1992年はわが国が世界遺産条約を批准した年であると同時に、屋久島を登録地に申請した年でもあり、あわただしい年であった。8月には屋久島環境文化懇談会委員（代表下河辺 淳）は「世界遺産条約登録地に関する要望書」（資料3）を国に提出した。同年9月30日になって、わが国は世界で126番目に世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例、1972年ユネスコ総会で採択され、75年発効）に加盟した。国は10月に世界遺産委員会へ屋久島を推薦し、翌年5月には国際自然保護連合が現地調査をし、1993年12月コロンビアのカタルヘナで開催された世界遺産委員会で世界遺産に登録される運びとなった。同会議で登録されたわが国の遺産は自然遺産として、屋久島地域、白神山地地域、文化遺産として法隆寺地域の仏教建造物、および姫路城であった。

## 4. 屋久島環境文化村構想

### 4.1 基本理念－環境文化

平成4年（1992年）11月鹿児島県は、鹿児島県総合基本計画の中のプロジェクト事業「屋久島環境文化村マスタープラン」として『屋久島環境文化村構想』<sup>(7)</sup>を発表した。

マスタープランは自然と人間との共生、そのための循環型社会の構築への構想を次のように表現している。『「生命の島」と呼ばれ、訪れる人々に深い感動を与える屋久島の自然を、受け継いで行くとともに、広く島外との連携、交流を図る事によって、同時に地域の人々の暮らしを支え、豊にして行こうという、新たな地域作りの試み』である。

まず、「環境文化」を次のように定義している。すなわち、屋久島のすべての自然、山、森、川、海にあるすべてを素材とし、地域で営まれている生活

や生産するところを環境文化と捉える。それらを見聞し、体験し、感動することによって、学ぶ場所が屋久島である。このような意味で、島全体が自然の博物館、フィールドミュージアムなのである。この目的遂行のために、1993年3月には（財）屋久島環境文化財団が設立された。さらに、1996年には「環境学習」施設として宮之浦港近傍の上屋久町内に展示ホール、大映像ホールおよび交流ホールを持つ「屋久島環境文化村センター」が開設され、屋久町安房には屋久島世界遺産センター（国立）およびこれに近隣して研修者の研修・宿泊施設「屋久島環境文化研修センター」が開設された。

なお、国の動きに先立って、1983年上屋久町は歴史民族資料館を上屋久町宮之浦に開設し、屋久町は屋久町立屋久杉自然館を1989年ヤクスギランド入り口の安房に開設している。

#### 4. 2 ゾーニングによる人間活動の制限

マスタープランの構想は、自然と人間との共存を目指すために、人間の活動を地域別に分けて制限するところにある。すなわち、屋久島全地域を次のように保護ゾーン、ふれあいゾーン、および生活文化ゾーンの3つの利用区域に分けている<sup>7)</sup>。(図5)

##### 屋久島のゾーン区分

\* ( ) 内はゾーン内の文化財

保護ゾーン：奥岳地域を中心とする地域で、生態系保存地域。

(宮之浦岳，花之江河 (はなのえごう)，縄文杉)

ふれあいゾーン：生態系保全を目的としているが、人間活動が一定枠内に制限されている地域。

(ヤクスギランド，白谷雲水峡，屋久島総合自然公園)

生活文化ゾーン：前岳から集落及び県道周辺までの豊かな生活文化が育まれている地域。

(上屋久町立歴史民族資料館，屋久島環境文化村センター，屋久島環境文化研修センター，屋久町立屋久杉自然館)

## 屋久島の循環型社会形成と自然遺産

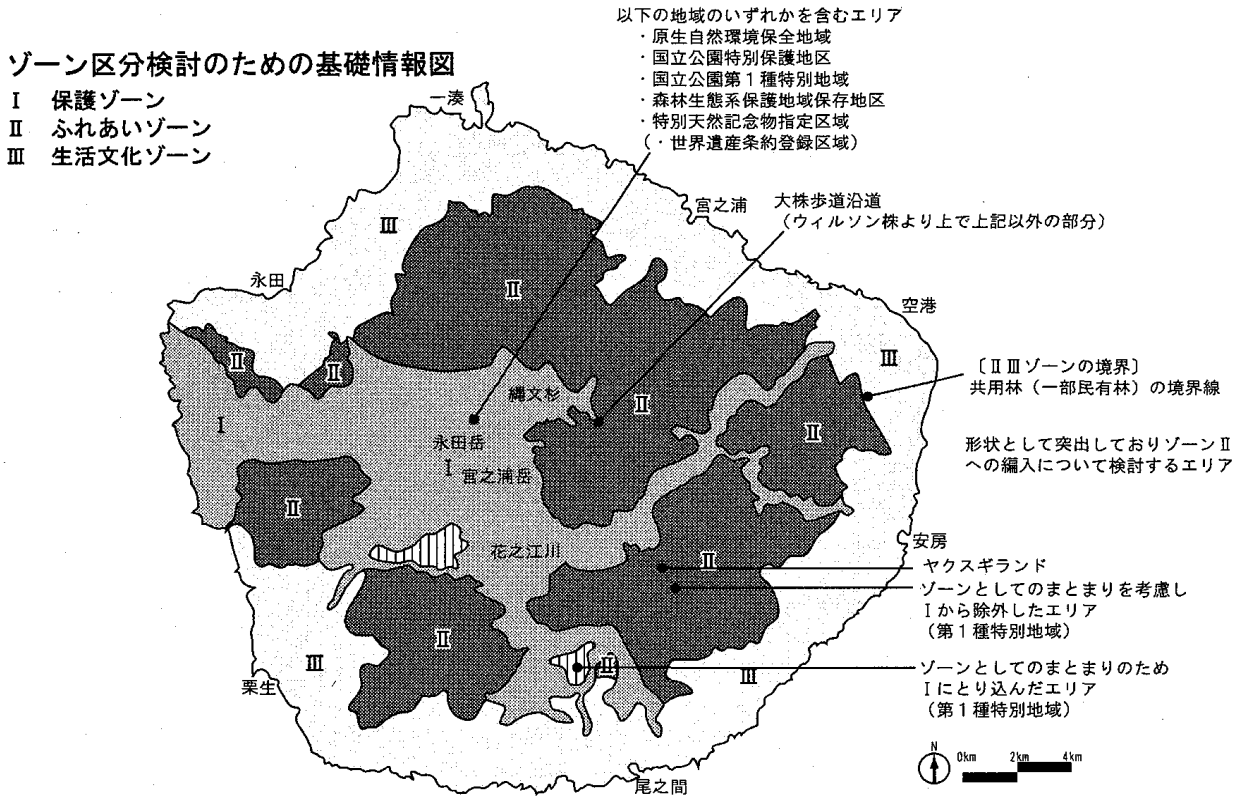


図5 屋久島の自然のゾーン区分

マスタープランには、上記のゾーニングを担保するためには、新たな条例を制定することと、さらに利用の質と量についての調整が必要であることが付記されている。次章述べるように、上屋久町と屋久町は揃って環境条例をつくり、さまざまな環境施策を実施している。

### 4.3 町民の意識

屋久町は第4次長期振興計画を策定するに当たって、町政に対する市民の意見や要望などを把握するために、屋久町は1994年11月に町内全世帯に対して意識調査を行った<sup>(6)</sup>。(調査票配布数2,645,回収数1,553,回収率58.7%)

特に自然保護関係の3項目についてみると、次のようであった。

- (1) 屋久島の自然が世界自然遺産の登録されたことについての町民意識の分布は、「自慢できる」57.0%、「思わない」24.9%、「わからない」18.1%であった。鹿児島県の「屋久島環境文化村構想」に関する意見は、「大いに推

進すべき」54.8%、「推進すべきではない」17.2%で、「わからない」28.5%であった。

(2) また、屋久島の自然の地域振興についての意見は、「貴重な屋久島の自然を残すように積極的な保全に努めるべき」26.3%、「自然を保全するところ、活用するところ、開発してもよいところの区分をして自然の恵みを大事にしながら地域振興を図るべきである」65.5%であった。これに対し「開発を優先していくべきである」という意見は2.8%であり、「わからない」という意見は4.2%であった。

(3) 「国有林を含めた土地利用について、自然を保護すべき地区、自然を保全しながら限られた地域で生産活動もできる地域、住民生活や生産の拠点で日常活動をする地区等に分けて利活用を図るべきとの考え方があります。あなたはどう思いますか」という質問に対しての意見は、「よいことだと思う」67.3%、「国有林にかかわって生活する場がなくなるので反対である」13.1%、「わからない」19.6%であった。

以上の結果から、土地利用のゾーニングについて町民は賛成の意思を示していることが分かる。上記は屋久町の結果のみであるが、次節に見るように、上屋久町がその後も足並みを揃えてさまざまな施策を実行している事から、両町民の意見がほぼ同じであろうと推察される。

## 5. 上屋久町と屋久町

### 5. 1 人間と自然の共存できるまち

1965年縄文杉の発見を機に屋久島が世界的に注目されるようになり、前述のように国は原生林自然環境保全地域の指定や国立公園内の特別地域の見直し、国有林の地域施業計画の樹立等、各種保護施策を講じた。しかし、他方においては、世界の注目を浴びた結果、航空機や高速船・大型フェリー等によって観光客は増加し、それによりもたらされた奥岳の自然の荒廃は自然愛好家、自然保護団体や地元、県、国の関係者の憂慮するところとなった。日



本全体がそうであったように、観光客ばかりでなく島民も消費的なライフスタイルを取るようになり、島にも生活廃水による河川の汚濁やゴミ問題が引き起こされた。地元の2つの町、上屋久町と屋久町は当事者としてこれらの変化に直接対応しなければならなかった。環境保全か開発か二者択一を迫られる中で、両町は自然との共存を選択したのである。この選択は、住民参加の下に、県や国、島外からも多数の人々から支援されて可能となったことである。

## 5. 2 屋久島憲章と屋久島環境基本条例

上屋久町と屋久町は1993年8月に屋久島の貴重な自然を誇りとし、環境整合性の高い豊かな地域づくりを目指して『屋久島憲章』（資料1）を制定した。国が1993年11月に環境基本法を制定した事を受けて、1995年3月に両町は同一の内容を持つ屋久島環境基本条例（資料2）を制定した。資料に示すように屋久島憲章と基本条例の前文は、ともに崇高な理念を格調の高い美しい文章で表わしている。

その要点は次の4つである。

1. 環境保全に努める。
2. 子どもたちに夢と希望を与える豊かな社会をつくる。
3. 歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを生かす、永続できる島をつくる。
4. 世界の人々へ情報を発信し、交流する。

この条例が目指す屋久島の姿を、上屋久町は図6<sup>(5)</sup>のように描いている。

## 5. 3 屋久町の環境施策

屋久町の行ってきた環境保全と環境美化の促進に関わる施策を次に上げる。

### A. 廃棄物・リサイクル関係

1. 屋久町空缶など散乱防止条例制定と、それに伴う措置（平成8年）
2. ごみコンポストの普及（平成4～5年 610戸（21.3%））

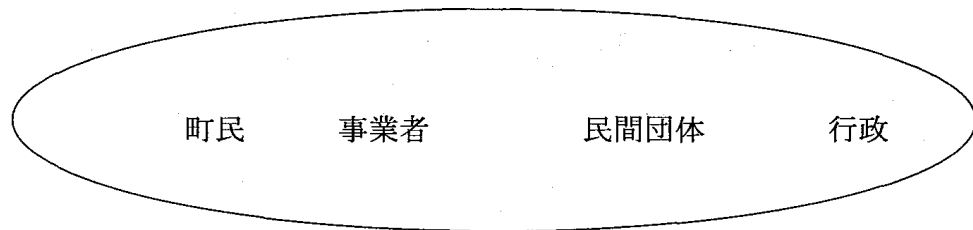
自然と人間とが 共生する 豊かな町づくり	歴史・伝統、 自然の恵みを 生かした 屋久島らしい 町づくり	おいしい水、 澄みきった空気 安全な土のもとで 永続できる 町づくり	自然と人との共生の あり方をもとに 全世界の人々と 交流できる町づくり
----------------------------	--	--	--

\* 豊かな自然の保全  
とふれあい利用  
\* 生物の多様性の  
確保

\* 歴史的文化的環境  
\* 良好な自然景観  
\* 身近な快適空間

\* 水  
\* 大気・悪臭・騒音  
振動  
\* 土壌・地盤環境  
\* 廃棄物・リサイクル

\* 情報ネットワーク  
\* 国際交流



出典 上屋久町『上屋久町環境読本 自然と人との共生・循環型地域社会の構築を目指して』  
平成 11 年 3 月 31 日

図 6 指針・計画が目指す屋久島の姿

3. 廃油石鹼製造機の購入（平成 8 年度）
4. 町廃棄物対策協議会および上屋久町・屋久町廃棄物対策検討会の設置（平成 8 年度）
5. ダイオキシン削減対策として焼却炉の補修（平成 9 年度）
6. ごみの分別収集の細分化（平成 9 年度）
7. 環境保全型農業を推進するための堆肥センターの設置（平成 8 年度～ 11 年度）

#### B. 下水処理・河川の浄化

8. 小型合併処理浄化槽の設置推進（国の補助金額に 20 万円上乗せ補助 249 戸（8.68 %）
9. 農業集落排水事業の推進（平成 8 年度～ 14 年度）
10. し尿処理施設の建設（平成 9 年度～ 10 年度）（屋久島衛生処理組合）

C. 環境整備と保全・まちづくり対策

11. 緑化の推進（植樹祭の実施）
12. 美しい郷土をつくる運動の推進（花いっぱい運動）
13. 村づくり支援事業による各集落の環境整備及び保全に関する事業の推進（平成8年度～11年度）

D. 地球温暖化対策・大気汚染対策

14. 屋久町地域新エネルギービジョンの策定（平成8年度）
15. 電気自動車の購入3台（平成7年度2台，9年度1台）

屋久島ではゴミ減量・資源リサイクル運動はゴミゼロ＝ゼロエミッション運動へと発展していった。上記の環境施策には、4つの特徴がある。すなわちまず、第1に島民の自発的な環境保全活動が必要であること、第2は、これらの施策はすでに本州のさまざまな都市で行われたものであること。しかし、多くの場合、順調には発展しなかったものである。第3はこれらのすべての施策が小型分散型の環境保全施策であることであり、第4は国の環境基本法の実現に結びついていることである。特に目新しい施策でない上記の施策が、なぜ屋久島では循環型社会構築に発展したのであろうか。

## 6. 結 び——わが国で循環社会形成をいかに広げるか

前述のように、貴重な自然を持つ屋久島は、人々の長い苦しい歴史を経て20世紀の終わりになり始めて、世界の人々から世界遺産としての価値が認められ、生命に輝く島としての地位が保証されたのである。しかし、屋久島環境文化村構想は完成したわけではなく、いかに実現するかはこれからの問題である。島は観光客の増加、産業の振興<sup>(11)</sup>、ごみ処理問題<sup>(12)</sup>、高齢化社会への対応等をどうするか等々問題が山積している。

冒頭に述べたように、わが国を循環型の社会へと転換していくことは国の

目指す所である。この目標を掲げることができた理由として屋久町は「環境基本条例」の制定による次の効果を上げている。

- (1) 基本理念が「自然保護と利用開発」から「自然と共生」に変わった。
- (2) 廃棄物をゼロにするという屋久島ゼロエミッション構想に発展することができた。
- (3) 「環境基本条例」に続いて、「水と緑のふるさと環境条例」を制定した。またさらに、前節で述べたさまざまな施策を展開している。

残念ながら、屋久町ではできることが、他の都市ではできないのが現状である。屋久島が社会転換へ踏み出すことができた要因として、島民の意識と大都市生活者の意識の違いを考える。

## 6.1 島民意識

第1は、屋久島には畏敬し愛すべき大自然があることである。

第2に屋久島を愛し、屋久島のあるべき姿を描くために努力した人々がいたことである。島は町長を始め、よき指導者、よきそして力のある支援者をえて、循環型社会への道を築き上げてきた。国際日本文化研究センター所長梅原猛氏を含む屋久島環境文化懇談会（資料3）は屋久島文化村構想を誕生させた。さらに上屋久町郷土誌の編纂事業（委員長 鹿児島短期大学付属南日本文化研究所長三木靖氏）の影響力も大きかったであろう。

第3は屋久島文化村構想の担い手である人材とその育成である。屋久島では人間と自然が共生する事が大前提とし、前述のように、屋久島を保護の場、ふれあいの場、生活文化の場を3つのゾーンに分け循環社会の仕組みが働くようにした。そのためにはそこで暮らす人々の役割遂行が重要である。島民は役割を理解し、自然の保護、豊かな暮らしのまちづくり、文化の継承等の役割を果たして行った。両町とも、特に子どもたちの教育を大切にしている。

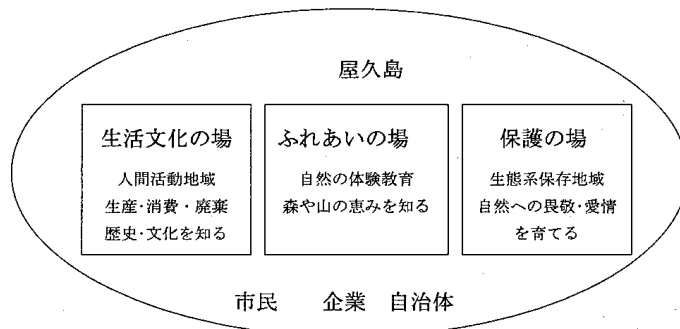
第4は、島の規模が、島民が互いに意志の疎通のできる程度の適当な大きさであることである。そのため、島民は島の利害を直接見て理解し判断することができる。この大きくないサイズが循環社会構築に有利であることは、

注目すべきである。

## 6.2 大都市生活者の意識

次に、都市住民について考えよう。都市の中で、住民の前に見えるものは、生活文化の場だけである。愛することのできる自然はなくなり、自然とのふれあいの場として残っているのは街中の公園だけである。そしてまた、その都市がかつてどのような町であったか、歴史が分からないのが普通である。大都市での生活は製品を購入し、消費し廃棄するだけである。わが国では、行政も事業者、市民もスケールメリットによる経済効果を追求する傾向が強く、計画は画一的で硬直化しやすい。それゆえ環境保護の法律や条例があっても、有効に機能していないことが多かった。さらに、都市では、環境教育と実践がゆきわたらず、環境保全を担う住民も連携して働くことには困難がある。結果として、都市生活者の環境意識は島民とは異なるのは当然のことといえよう。(図7)

### 1. 屋久島の場合



### 2. 大都市の場合

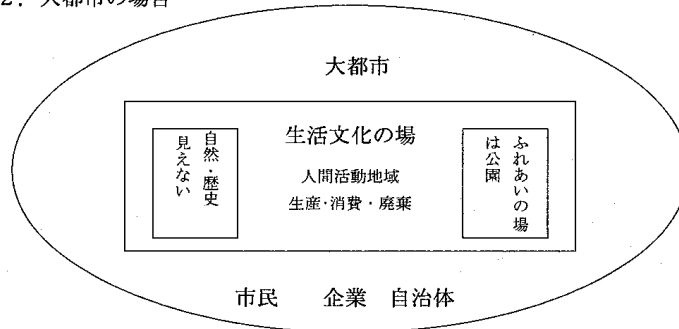


図7 循環型社会の形成—屋久島と都市の違い

結論として、「屋久島を日本のシンボルに」をキーワードにして都市住民も自分の地域を見直すことを提案したい。身の回りに『屋久島』すなわち愛すべき日本の原点を見つけることができるのではないだろうか。そこから小型分散型の住民参加の運動が育つと考えたい。

わが国の都市住民の環境保護運動は決して短いものではない。廃棄物減量・分別・リサイクル等の運動では、10年以上の地道な努力を重ねている市民グループも多い。最近では「循環型社会形成基本法」に裏打ちされ、循環型社会を求めて、市民、企業、行政の意識は変わりつつある。筆者がボランティアとして参加している安城まちづくり市民会議やエコライフ21等の活動が、その実現が夢でないことを気づかせ、希望を与えてくれるのである。

## 参考文献

- (1) 吉川 満「フルカラー特選ガイド35 屋久島を歩く」山と溪谷社, 1997
- (2) 熊本県営林局 屋久島森林環境保全センター編集「屋久島の森林」, (財) 林野庁弘済会, 1996
- (3) <http://www.eic.or.jp/eanet/> 添付ファイル, 2000, 9, 24
- (4) 環境庁『環境白書 平成12年版, 総説』, 106p, ぎょうせい, 2000年6月
- (5) 上屋久町, 『上屋久町環境読本』, 平成11年3月31日
- (6) 鹿児島県屋久町『第四次長期振興計画基本構想 21世紀への起動』, 平成7年12月
- (7) 鹿児島県『屋久島環境文化村マスタープラン』報告書概要版, 平成5年3月
- (8) 梅原猛, 『屋久島を日本のシンボルに』, 屋久島環境文化懇談会(京都会議), 平成4年4月25日
- (9) 上屋久町『上屋久町郷土誌』 a. 4, b. 7, c. 15-64, d. 793, e. 796, f. 93-183, g. 184-291, h. 292-320, i. 495-518, j. 506, k. 679-690, l. 793-836,
- (10) 屋久町「屋久町の環境行政について(行政資料)」p1-2, 平成12年3月
- (11) 梅里迪正, 経営研究, 第14巻, 第2号, pp. 227-252 2000
- (12) 柳堀朗子, 経営研究, 第14巻, 第2号, pp. 281-297 2000

## 資 料

- (13) 上屋久町 歴史民族資料館「大和海に生きた南島の生活史」, 2000 年版
- (14) 屋久町教育委員会・屋久町小中学校社会科部会『わたしたちの屋久町』, (平成 7 年 3 月)
- (14) 上屋久町教育委員会・社会科副読本編集委員会『のびゆく上屋久町』, (平成 7 年 3 月)
- (15) 『世界遺産条約登録地に関する要望書』屋久島環境文化懇談会委員一同 (平成 4 年 8 月)
- (16) 鹿児島県『屋久島環境文化村センター』
- (17) (財)屋久島環境文化財団『屋久島環境文化村構想と屋久島環境文化村中核施設』

### 1. 『屋久島憲章』(上屋久町平成 5 年 7 月, 屋久町 8 月 1 日制定)

#### 前文

地球と人類の宝物である屋久島

この島は周囲 132km, 面積 503km<sup>2</sup> の日本で 5 番目に大きい島である。屋久杉を象徴とする森厳な大自然に抱かれ, 神々に頭をたれ, 流れに身を淨め, 大海の恵みに日々を委ねて人々が生きた島。

この島は, はるかな昔から人々の魂をゆさぶり続け, 近年森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。そして今, 物質文明の荒波をようように免れた屋久島は, その存在そのものが人間に対する啓示であり, 地球的テーマそのものである。

この島に住む私たちは, この屋久島の価値と役割をただしくとらえ, 自らの信念と生き様によって, この島の自然と歴史に立脚したたしかな歩みをはじめ。そのため, この島の自然と環境を私たちの基本資産として, この資産の価値を高めながら, うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し, 水準を引き上げて行くことを原則としたい。

この原則は, 行政機関はもちろん, 屋久島のかかわるすべての人々が守る

べき原則でありたい。

- (1) わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます。
- (2) わたくしたちは、自然とのかかわりかたを身につけた子供たちが、夢と希望を抱き世界の子供たちにとって憧れであるような豊かな地域社会をつくりまします。
- (3) わたくしたちは、歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを生かし、その価値を損なうことのない、永続できる島づくりを進めます。
- (4) わたくしたちは、自然と人間が共生するゆたかで個性的な情報を提供し、全世界の人々と交流を深めます。

## 2. 『屋久島環境基本条例』抜粋（平成7年7月1日施行）

この条例は、屋久島の環境を守り育て、次の世代へ引き継ぐ事を目的に、環境の保全について基本的な理念を定め、町、事業者、町民の責務を明らかにするとともに町の施策の基本となる事を定めたものです。

### 前文

地球と人類の至宝である屋久島は、屋久杉を象徴とする森厳な大自然に抱かれ、豊かな森、清らかな水、大海の恵みに生業を委ねて人々が生きた島である。

屋久島は、はるかな昔から人間の魂をゆさぶり続け、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。そして、物質文明の荒波をようように免れた屋久島は、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的命題そのものである。屋久島の世界遺産登録のよってきたる所以もそこにある。

屋久島に住む私たちは、この屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、屋久島の自然と歴史に立脚した確かな歩みを始める責務があると信ずる。そのため、屋久島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、自然の摂理に従って活用し、生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい。



そもそも環境は人間の営みと不可分なものであって、環境の保全は、自然と人為との調和なくしては実現し得ないものである。今こそ私たちは、すべての人間の参加と連携のうえに、環境への影響に深い注意を払いながら、環境のもたらす恵みを守り育て、人間英知のあかしとして、共生、循環及び国際的取り組みのもとに、屋久島の環境を保全していかなければならない。

ここに、この使命を自覚し、屋久島の環境を世界人類共有の資産として次の世代へ引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(趣旨) 略

(町の責務)

## 第2章

(1) 森林の保全、水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の経営、野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

(2) 公害の防止、廃棄物の適性処理、集落および道路周辺の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護、町並みの保存その他生活環境に関する施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たっては、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 町は、教育活動と広報活動をとおして、町民の環境に関する意識の啓発に努める

4 町は、町民の生活に密接に関係のある環境に係る情報については、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ速やかにこれを公開するよう努める

(上屋久町との協力)

第3条 町は、上屋久町と協力し、屋久島の実情に応じて、環境の保全を図るための施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例の精神を尊重し、その事業活動を行うに当たって環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで環境の保全に努めるとともに、町の実施する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、この条例の精神を尊重し、日常生活において環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで環境の保全に努めるとともに、町の実施する施策に協力する責務を有する。

第2章 施策の基本 (以下、項目のみ記載、詳細省略)

(環境施策に関する基本方針などの策定)

(国、県および他の市町村との連携)

(世界遺産保護への取り組み)

(地球環境問題への取り組み)

(調査研究の充実等)

(自主的活動の推進)

第3章 環境審議会 (以下省略)

### 3. 『世界遺産条約登録地に関する要望書』(平成4年8月)

#### 屋久島環境文化懇談会委員一同

屋久島を世界遺産条約の登録地とすることを要望します

私達は、昨年来、自然と共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を検討するため、鹿児島県とともに研究を重ねてきた結果、屋久島の自然の素晴らしさは、世界に類例がないことを確信するに至りました。

屋久島では、山頂部で年間一万 mm 降るといわれる雨が、標高二千 m の高みから、百四十の河川と無数の瀧を形成しつつ海へと一気にかけ下り、また、亜熱帯から亜寒帯までの植物が垂直分布し、縄文時代から生きてきた巨杉が林立するなど、その自然の豊かさと景観の美しさは、まさに日本を代表するものであります。

このような認識から、私達は、屋久島の自然の素晴らしさと、保全への意志を広く世界にアピールすることは、我が国にとってきわめて意義深いことだと考え、屋久島を世界遺産条約の登録地とすることをここに強く要望いたします。

平成四年八月

屋久島環境文化懇談会代表 下河辺 淳

屋久島環境文化懇談会委員

秋山 智英 (社) 海外林業コンサルタント協会会長

井形 昭弘 鹿児島大学長

上山 春平 京都市立芸術大学長

梅原 猛 国際日本文化研究センター所長

大井 道夫 (財) 国立公園協会理事長

兼高かおる 旅行ジャーナリスト

下河辺 淳 東京海上研究所理事長

C. W. ニコル 作家

沼田 真 (財) 日本自然保護協会

日高 旺 (株) 南日本新聞社社長

福井 謙一 (財) 基礎化学研究所長

大山 勇作 屋久島野生植物研究所主宰

日高 光志 農業 (屋久町郷土誌編纂委員)

#### 4. 屋久島の世界遺産登録地 (平成 5 年 12 月)

##### 登録理由

屋久島は中心部の九州の最高峰宮之浦岳 (1,935m) をはじめとする高峰が聳える山岳島であり、世界的な動植物の移行帯に位置する湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間 4,000mm から 10,000mm もの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有している。

海岸付近のガジュマル、アコウなどの亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマなどの温帯、更にヤクザサ、シャクナゲなどの亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著に見られ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること、等特異な生態系を構成している。

特に本地域の傑出した自然の特長として樹齢数千年に及ぶとされる直径3～5mにも達するヤクスギが上げられ老齢の巨樹林は生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられる。

さらに、当地域には、アカヒゲ、アカッコ（危急種）など絶滅の恐れのある動植物が生息、自生している。

- ・登録地の面積 10,747ha（国有林 10,259ha, 民有地 488ha）

- ・登録地に係る保護制度

原生自然環境保全地域, 国立公園地域, 特別天然記念物, 森林生態系保護地域